

令和7年5月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年(ワ)第29396号 発信者情報開示命令の申立てについての決定に対する異議事件

口頭弁論終結日 令和7年4月15日

判 決

札幌市北区麻生町3-2-4-206GTS

原 告 佐々木 啓 太
同訴訟代理人弁護士 小 沢 一 仁

代替住所A

被 告 堀 口 英 利
主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

本件は、原告が、東京地方裁判所令和6年(発チ)第1597号発信者情報開示命令申立事件について、同裁判所が令和6年7月26日にした発信者情報の開示を命ずる旨の決定に対し、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律14条1項に基づき、異議の訴えを提起した事案である。

一件記録によれば、上記申立てについては、令和6年11月18日、被告から東京地方裁判所に取下書が提出されたこと、同月20日、同裁判所が原告代理人に上記申立ての取下げがあったことを通知したが、原告は、同日から二週間以内に異議を述べなかったことが認められ、原告は上記申立ての取下げに同意したものとみなされる(特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律13条)。

そうすると、異議の対象である上記決定が申立ての取下げにより失効している以上、本件訴えは不適法であるといわざるを得ない。

よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第32部

裁判官

高島 剛



これは正本である。

令和 7 年 5 月 2 7 日

東京地方裁判所民事第 3 2 部

裁判所書記官 土 屋

操

